

ふくしま疎開裁判の歩みと今後 (2011.3～)

2012.12.28 at 日比谷図書文化館
ふくしま疎開裁判弁護団

2011

3.11

14:46:18 大震災

避難指示

20:50 第一原発半径 2km 以内

21:23 半径 3km 以内

3.12 福島第一原発一号機爆発

避難指示

5:44 第一原発半径 10km 以内

18:25 第一原発 20km 以内+第二原発 10km 以内

(4.22 に第一原発 20km 以内が「警戒区域」に移行)

3.14 福島第一原発三号機爆発

3.15 福島第一原発四号機爆発

目撃無し?

3.19 長崎大学医学部の山下俊一、高村昇

福島県放射線健康リスク管理アドバイザーに就任

3.21 山下、高村 福島テルサで講演

(山下)「放射線の影響は、実はニコニコ笑ってる人には来ません。クヨクヨしてる人に来ます。これは明確な動物実験でわかっています。酒飲みの方が幸か不幸か、放射線の影響少ないんですね。決して飲めということではありませんよ。笑いが皆様方の放射線恐怖症を取り除きます。でも、その笑いを学問的に、科学的に説明しうだけの情報の提供がいま非常に少ないんです。」

「現時点では、そしてこの先も、この原子力発電所の事故による健康リスクというのは、非常に、と云ってははいけません、全く、考えられないと云ってよろしいかと思えます」(山下)

「今、何を信用していいのか、皆さん方が最も信頼できるデータは何か。好むと好まざるとに関わらず我々は日本国民です。日本で戦争で敗れ、そして原子力産業を支え、今の復興を成し遂げたこの日本において、我々が少なくとも民主主義国家として信じなくてはいけないのは、国の方針であり、国から出る情報です」(山下)

3.21 ICRP 日本への異例の書簡

緊急時被ばく状況：年 20～100 mSv、現存被ばく状況：年 1～20mSv という大量被曝を容認する「2007 年勧告」の実施を勧告

3.23 SPEEDI データの一部公開

3.24 山下俊一氏は

理事長を勤める日本甲状腺学会会員宛てに、福島原発事故で被ばくした福島県の子もたちに安定ヨウ素剤の配布は必要ない、という文書を出す。

しかし、

チェルノブイリ事故直後ソ連では安定ヨウ素剤は配布されず、そのため多くの子どもたちがのちに甲状腺がん等の病気になったのに対し、隣国ポーランドでは直ちに安定ヨウ素剤を配布したため、子どもの甲状腺がんの発生はゼロだった。

その事実を指摘したのは他でもない、山下俊一氏その人である。

4.9 福島県が学校再開に向けて測定値を発表

● 飯館村など 3 校

>1 時間あたり 10 マイクロシーベルト以上

● その他 1638 校

<1 時間あたり 10 マイクロシーベルト以下

この調査結果について

「健康には影響のない放射線量になっている」山下俊一 (NHK)

※ちなみに

1 時間あたり 10 マイクロシーベルトは、

1 年あたり 87.6 ミリシーベルト。

山下は

1 年あたり 20 ミリシーベルトの ICRP 規準ではなく1 年あたり 100 ミリシーベルトの IAEA 基準を福島県民に押しつけるつもりだった。

※山下は学校 20mSv の選択を批判

「私は、個人的には 100 ミリシーベルトでもだいじょうぶだと思っています。なぜなら、それ以下の被曝の発ガンリスクは、科学的には証明されていないからです。でも、国は年 20 ミリシーベルトと決めました。ですから、100 ミリシーベルトでも安全だなどと言うと、私は文科省から指導を受けることになるでしょうが、甘んじて受けるつもりです。」(5月3日、山下俊一、二本松)

「「20mSv」、「3.8μSv/h」という数字がポンと出ると、皆は「この基準は何か」、「これ以上は危ないのではないか」と思ってしまう。…文科省と原子力安全委員会の意見に齟齬があり、私自身も驚きました。そんな状況では困ります。情報は常に一元化し、正しいことをぶれないで言い続けることが必要。さもなければ、住民は、「情報災害」の渦中に置かれ、住民は右に左に振れてしまう。」(6月4日 m3.com のインタビュー)

4.12

国際原子力事象評価尺度で
「レベル7」と発表

4.19 文科省

ICRP 勧告を大義名分にして、福島県内の小中学校等の安全基準として、暫定的に年 20mSv を適用する通知

4. 22 「警戒区域」「計画的避難区域」「緊急時避難準備区域」を指定

「計画的避難区域」は、葛尾村、浪江町の警戒区域を除いた全域、飯館村全域、南相馬市の警戒区域を除いた一部、川俣町の一部

5.17 矢ヶ崎克馬氏の郡山講演会

子どもたちを放射能から守る福島ネットワーク主催

「内部被曝を避けるために――怒りを胸に、

楽天性を保って、最大防御を」

を聞きに、弁護団初めて郡山入り。目に映る光景がそれまでの日常と全く変わらないことにショックを受ける。後に疎開裁判の最大の協力者となる矢ヶ崎氏との最初の出会い。

5.22 原告の親と最初の出会い

文科省通知を撤回させるための裁判に向け、郡山で開催の「子どもたちを放射能から守る福島ネットワーク」で原告の親と弁護団、支援者の最初の出会い。

5.23 文科省

福島の子たち 20mSv 基準を撤回するように嚴重抗議

5.27 文科省

暫定措置のさらに暫定措置として、通知を事実上、撤回する声明

仮処分申立
第 1 審
福島地裁郡山支部

6.24 仮処分申立

郡山市の小中学生 14 名が郡山市に対し、年 1 mSv 以下の場所での教育を求めて、福島地裁郡山支部に仮処分を申立てる (3.11～8.31 の空間線量の積算値 7.8～17.2mSv)。

仮処分申立書

<http://song-deborah.com/copyright/Japaninfrige/Shiryu/X/110624application.pdf>

申立の趣旨

別紙環境放射線モニタリング一覧表で測定高さが 50cm または 1m のいずれかにおいて空間線量率測定値の平均値が

1. 0.2μSv/h 以上の地点の学校施設において教育活動を実施してはならない。
2. 0.2μSv/h 以上の地点以外の学校施設において教育活動を実施しなければならない。

0.2μSv/h 以上で年間の空間線量の積算値は 1mSv を確実に超えると推計できる。

「公衆の被曝限度年 1mSv」の根拠

1. ICRP2007 年勧告
2. ECRR2010 年勧告
3. ICRP2007 年勧告の国内制度への取り入れ
4. 国内法 (配布資料)

わが国の法律

- ◆ 施設の周辺や機器の外における被曝線量を年間 1mSv 以下と定め、「公衆の線量限度は年間 1mSv」とした ICRP の 1990 年基本勧告に準拠
- ◆ 現行法は原発事故を想定していない。3.11 後の日本は放射能無法地帯で、IAEA 基準もしくは ICRP 議長レターの超法規的適用
- ◆ 3.11 福島第一原発事故が起きたのは、初めて原発事故を前提にした ICRP の 2007 年基本勧告をどう取り入れるか、法律改正を放射線審議会が検討中の事だった。
- ◆ 2012 年 9 月の原子力規制委員会設置に伴って、現在、法律の所管官庁を組替え中

6.30

「特定避難勧奨地点」の指定

南相馬市、伊達市、川内村のそれぞれ一部
福島市内大波地区は基準を無視して指定せず。

7.5 第 1 回裁判

裁判所、形式的な理由で門前払いせず、被曝の危険性という本論に入る態度表明

7.17～21

ECRR(欧州放射線リスク委員会)のクリス・バズビー科学事務局長、来日講演 (東京、会津若松、松戸)

7.19 第 2 回裁判

郡山市「集団避難を求める裁判は不適法。市の措置は十分で避難の必要なし」と答弁。原告は集団避難を求めるものではないと説明し、郡山市了承、改めて反論を準備。裁判所、

- ①和解による解決ができないか、双方に検討を要請、
- ②あと 2 回で審理終結を宣言。

8.26 第3回裁判

郡山市、従来の主張に、自主避難（転校）の自由論「転校の自由があるのだから危険だと思えば自分の判断で引っ越せばよい」を追加。裁判所、「和解の検討」を撤回。

8.30 文科省

初めて、セシウムの土壤汚染データを公表。

これにより初めて、健康被害についてチェルノブイリ事故との具体的な対比が可能となる。

9.9 裁判に提出。

9.9 第4回裁判

裁判所、異例の審理延長を表明。①郡山市に、健康被害について初めてチェルノブイリ事故との具体的な対比（甲状腺疾病）を行なった矢ヶ崎意見書や汚染マップ等に反論を要請。②原告の求めに応じ、原告にファイナルアンサーの機会を与える。

9.19 さようなら原発

明治公園 6 万人デモ。福島から大勢とアピール

「福島からあなたへ」（武藤類子さん）

10.7 郡山市の反論の締め切り

従来の主張のくり返しにとどまる。チェルノブイリ事故との対比について（矢ヶ崎意見書等）は「不知と答えるのみ（「無気力、無関心・無責任」がありあり）

10.15 郡山で集会 & デモ

疎開裁判に勝つためには、裁判官たちによる世直しを支持する多くの市民の力が必要と訴える。

山本太郎さんも応援

10.31 原告の再反論の締め切り

甲状腺疾病以外の健康被害につきチェルノブイリ事故との具体的な対比を行なった松井意見書、パンダジェフスキー論文による心臓病の発症を警告するバズビー論文、プルトニウムの危険性を警鐘した矢ヶ崎意見書(2)等を提出。

11.23 判決前夜アクション

郡山で講演会(松井英介医師)

&

リレートーク

12.2 原告、再反論を補充

チェルノブイリ避難基準を適用した

新しい汚染マップ等を提出

12.16 却下決定

同日夕方の野田総理「収束宣言」に合わせ、原告の申立てを斥ける裁判所の却下決定出る

12.22 低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ

(主査：長瀧、前川) 報告書

1. 100 ミリシーベルト以下では、放射線による発がんのリスクは、他の要因で隠れてしまうほど小さく、証明することは難しい。
2. 年間 20 ミリシーベルトの被ばくによる健康リスクは、十分に低い水準である。
3. こうしたことから、年間 20 ミリシーベルトはスタートラインとしては適切である。

12.23 判決不服従アクション

郡山で講演会（広河隆一さん）&裁判報告会（スカイプで中継）

仙台高裁
第2審
書面

12.27

判決に対し異議申立

二審は仙台高裁

&

判決不服従アクション

判決勉強会

2012

1.12 世界からの声

米国の思想家ノーム・チョムスキーから

裁判支援のメッセージ届く。

「……社会が道徳的に健全であるかどうかをはかる基準として、社会の最も弱い立場の人たちのことを社会がどう取り扱うかという基準に勝るものはなく、許し難い行為の犠牲者となっている子どもたち以上に傷つきやすい存在、大切な存在はありません。

日本にとって、そして世界中の私たち全員にとって、この法廷は失敗が許されないテスト（試練）なのです。」

1.16 福島県立医大

山下、鈴木連名で、セカンドオピニオンのための受診をことわるように、全国 7 学会に要請。

2.26 第1回世界市民法廷

市民が陪審員となり日比谷で開催

(同時通訳で全世界に発信)

大江健三郎さんのメッセージと記者会見

2.29 二審の争点

「チェルノブイリは警告する」から
「ふくしまは警告する」へ

原告、仙台高裁に第1回甲状腺検査結果の危険な事態を解明した矢ヶ崎意見書(4)と郡山の小学校の空間線量を測定した山内意見書等を提出。

3.17 第2回世界市民法廷

市民が陪審員となり裁く第2回世界市民法廷
郡山で開催（英語の同時通訳で全世界に発信）

4.17 郡山市の反論

初めて、100mSv問題やチェルノブイリ事故など科学論争に足を踏み入れる。

5.6 緊急記者会見

郡山市教育委員会が、1月23日から、ひそかに市内小中学校でホットスポットの測定を週1回のペースで実施していた。市民の情報開示手続により入手したホットスポットのデータを公表。UPI通信の報道（英文）

5.20 原告の再反論

第2回甲状腺検査結果の危険な事態を詳細に解明した松崎意見書や除染、ホットスポットの現状を報告した武本報告書等提出。これに対し、郡山市、反論のため2ヶ月半という異例の長期の猶予を求める。（2度目のドンデン返し）

7.16 7.19

米国のニュースサイト「Business Insider」に、ふくしまの子どもたちの甲状腺検査結果について「危ない」と欧米の専門家が警鐘を鳴らす記事が連続して掲載され、話題となる。

7.23 福島県立医大へ

「子どもと放射能対策の会」から第一回要望、福島県市民が、検診データの公開とセカンドオピニオンの自由を求める

第1回回答 2012年8月17日

第2回要望書 2012年9月13日

第2回回答 2012年10月11日

7.27 街頭アクション開始

官邸前抗議行動で疎開裁判のスピーチ

以後、毎週金曜日に文科省前～財務省上抗議行動を継続（22週連続）。

福島からの声、遠方からの声、寸劇、かんしょ踊り。

7.28 松崎意見書

在米医師により英訳され、話題となる。

8.2 郡山市の再反論

サッカーの試合で言えば延長戦後半を終了
ロスタイム入り。

仙台高裁
第2審
審尋

8.3 審尋決定

仙台高裁、審尋期日を設けると連絡。仮処分請求控訴審としては異例。審尋（しんじん）とは

8.22 首相官邸前・抗議活動

野田首相宛「子ども即時疎開申入れ書」反原連に託す

同「申入書」について記者会見：衆議院第一会館

井上利男・柳原敏夫・おしどりマコ氏。司会：森園かずえさん

9.11 甲状腺がん1人発生

県民健康管理検討委員会、県立医大鈴木眞一教授が記者会見、甲状腺がん1人発生を認めるが放射線とは無関係を強調。

9.19 緊急記者会見

仙台高裁宛「署名」開始について

矢ヶ崎克馬・高橋哲哉・神田香織・柳原敏夫・水戸喜世子

（衆議院第一会館）

10.1 第1回審尋

仙台アクション：集会&デモ。東京からバス。

矢ヶ崎克馬氏、松崎道幸医師、講演。

10.1 ブックレット

「いま子どもがあぶない」（本の泉社）刊行

10月1日

審尋期日報告

午後2時半から約1時間、仙台高裁の審尋室

- 裁判長を含め裁判官3名と書記官1名
- 原告人側は、お母さん2名と弁護士4名
- 相手方（郡山市）側は弁護士2名
- 矢ヶ崎先生と松崎先生は、別室に待機

民事仮処分が認められるためには

- ① 被保全権利（子供たちが郡山市に対し、疎開させることを求める権利があること）と
- ② 保全の必要性（緊急に疎開を実現する必要性があること）が認められる必要

1審の福島地裁郡山支部は、現在の線量下では①の被保全権利が認められないとして、申立てを却下。仙台高裁は、②の

保全の必要性に関心があるか？

準備書面と証人申請

郡山市の主張に対する反論と、最近明らかになった事実と新たな証拠を提出

- 甲状腺ガンの子供1名が発見されたこと、43%の子供の甲状腺に結節又は嚢胞があることが発見されたことをどうみるかについて、矢ヶ崎先生と松崎先生。
- および山内知也先生と山下俊一県立医大副学長の証人尋問を申請

裁判所は、現段階では採用することは考えていないと言いました。

お母さん二人が

- 何故この裁判の申立人になろうと思ったのか、
- 自主避難することがいかに多大の犠牲を伴うものであるか、
- 自主避難ではなく、行政の責任で疎開させてほしいと思うのはどうしてか、

等について、裁判官に切々と訴えました。

10.3

福島県県民健康管理検討委員会の
「秘密会」発覚（毎日新聞）

10.15

記者会見を行なった鈴木眞一教授への
内部被曝問題研究会による「公開質問状」

10.13 さよなら原発 100 万人デモ

横断幕をもって日比谷～銀座～東京を

10.30 世界に出るアクション

ジュネーブ国連人権理事会、日本の人権侵害を審査する作業部会で、福島の惨状と子どもたちの救済をアピール。井戸川双葉町町長が同行

11.2 国連人権理事会

(作業部会)

日本政府に対し

「福島住民の健康の権利守れ」という報告書を採択

11.4 郡山

11.10 福島

11.16 南相馬

福島県立医大が「甲状腺検査説明会」、

鈴木眞一に対して、多くの父母から

不安と不信の声、質問の雨。

文科省前アクションでも、県民健康管理調査批判。

11.0 文科省前&財務省上・抗議行動

小若順一さん「第3回ウクライナ調査報告」&

柳原さん「ジュネーブ報告」

11.11 反原発 1000000 人大占拠

風雨の中、霞ヶ関、国会前で宣伝

11.17

国連人権理事会から来日した

特別報告者アナンド・グローバー氏に

疎開裁判の報告と裁判資料を手渡す

11.26 第2回審尋

仙台アクション：集会&デモ。崎山比早子さん・生井兵治さんから参加。東京からバス。

演劇班の寸劇と講演のコラボ

11月26日

審尋期日報告

準備書面2通および証拠提出

松崎道幸先生が新たに書かれた意見書2通

- 多数の子どもたちに発見された甲状腺嚢胞についての考察
- 我が国の原発労働者のデータからも、10ミリシーベルトの被曝でガン死のリスクが3%高まること

抗告人らの保護者が陳述書を提出

前回裁判所からの、自主避難ができない事情を補充主張するようにとの指示に対し、

- 自主避難が困難な事情として、経済的問題、仕事の問題、年老いた親の介護の問題、子どもたちが友達が残っているのに自分だけ自主避難することを嫌がる問題を記載。

弁護団は裁判所に対し

1. 更に山下俊一氏、矢ヶ崎、松崎両氏の証人又は参考人審尋の実施
2. 郡山市に対し、抗告人らの主張に反論するよう求めること
3. 抗告人らから更に補充主張・立証の機会を与えることを求めたところ

裁判所は、

1. については実施するつもりはないと言明
2. については裁判所は、郡山市に対し、反論することを求めませんでした。
3. については、抗告人弁護団にその機会を与え、教育活動をしてはならないとする各学校施設の所在地を特定

(MEMO)

することを求めました。

次回期日を2013年1月21日午後2時と指定。

- 裁判所が、証人ないし参考人審尋をする意思を示さなかったこと、郡山市に対し反論を求めなかったことは、裁判所が低線量被曝問題について本格的に取り組む気持ちはないのではないかとの疑念。
- 仮にそうだとした場合、次回期日までに我々は、福島の子どもたちの置かれている危険な状況について、更なる主張と立証を行い、裁判所がこの問題に正面から取り組む覚悟をもつよう、取り組んでいきたい。

11.26 国連人権理事会アナンド・グローバーさん

日本記者クラブで記者会見

12.7、12.14

文科省前、財務省上アクションではIAEA批判

12.15～17 郡山でIAEA閣僚会議

福島県とIAEAの間で「覚書」調印

抗議

福島アクション、東京でもNuclear Free Now

12.16

衆議院議員選挙・都知事選挙

12.28

文科省前アクションと室内集会

To

2013

1.21 仙台高裁
第3回審尋
へ向けて

ご清聴ありがとうございました